

住宅履歴情報蓄積のICT活用方策検討事業（既存住宅長期利用環境整備事業）を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成22年8月5日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、住宅履歴情報蓄積のICT活用方策検討事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅履歴情報蓄積のICT活用方策検討事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅履歴情報（新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の記録）を共通のIDにより管理し、ICTを活用することにより、住宅履歴情報を発展的に活用される仕組みを構築すると共に、信頼される流通を可能とする住宅トレーサビリティを確立することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅とその住宅の情報を特定するための唯一のIDを各住宅に付与し、住宅履歴情報を共通のIDで情報管理を行い、ICTの活用により、住宅部品の交換や点検時期の情報提供の仕組みなど住宅履歴情報の発展的サービスのモデルを検討する。併せて、検討したモデルについて、実証実験を行うための具体的な方策を示すと共に検証方法についても検討する。

また、住宅履歴情報のICT活用についての検討結果について、広く関係者に公表する場を設けるものとする。

*本事業を実施するにあたっては、H19～21年度に実施した「住宅履歴情報整備検討委員会」において検討した結果に基づくこととする。住宅履歴情報整備検討委員会の検討結果については、当委員会のホームページ（<http://www.jutaku-rireki.jp/index.html>）を参照すること。

(4) 事業期間

事業期間は、以下を予定している。

平成22年8月下旬 ～ 平成23年3月29日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす法人

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅履歴情報の蓄積サービスを実施する者ではないこと

- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得る者ではないこと
 - ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件
- ・住宅履歴情報について、「住宅履歴情報整備検討委員会」における検討結果について正しく理解し、その趣旨を踏まえてICTを活用した住宅履歴情報の蓄積・活用の方策の検討を企画する能力及び実施体制を備えているなど、提案事業を的確に遂行する能力を有すること
- (3) 守秘性に関する要件
- ・本事業の実施により知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成22年8月5日から平成22年8月23日まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(3)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成22年8月24日18時00分まで
- ②場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課
電話 03-5253-8111(内線 39431) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール takahasi-k28r@mlit.go.jp
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部を提出。
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎2009」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。
 - ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
 - ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

(3) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 高橋、^{くわはら}栞原
電話 03-5253-8111(内線 39431) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール takahasi-k28r@mlit.go.jp

4. 補助対象事業者の選定方法

住宅履歴情報蓄積のICT活用方策検討事業を行うものに対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助対象事業者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。